

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	別府市 個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は個人住民税(森林環境税を含む。)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県別府市長

公表日

令和7年11月13日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム3	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	<p>①申告準備：宛名、賦課資料、事業所、給報、公的年金、農業などの各データセットアップ機能</p> <p>②申告受付：所得入力、控除入力、計算、帳票印刷等の申告書受付機能</p> <p>③未申告者管理：未申告者の抽出・更新・印刷機能</p> <p>④国税連携：国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、印刷等の機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>①宛名管理機能: 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、統合宛名DBに反映を行う。</p> <p>②統合宛名番号の付番機能: 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>③符号要求機能: 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>④情報提供機能: 各業務で管理している提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。</p> <p>⑤既存システム接続機能: 中間サーバと既存システム、統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>⑥情報照会機能: 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ)</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>①符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能</p> <p>②情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>③情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>④情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>⑤情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>⑥データ送受信機能: 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>⑦セキュリティ管理機能: セキュリティを管理するための機能</p> <p>⑧職員認証・権限管理機能: 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>⑨システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (番号連携サーバ)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172及び173の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の課税対象者(非課税含む。)とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)、納税管理人及び納税義務者の相続人
その必要性	個人住民税において公平かつ適正な課税を行うため。その目的達成のために報告書等に記載されている特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	事務処理(課税処理や帳票への番号出力など)を実施する上で、本ファイルより個人番号の取得が実施されるため管理が必要である。 ・個人番号 : 課税資料(申告書)に記載されてきた個人番号を管理するために必要 ・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報 : 住民税事務全般にて必要 ・生活保護・社会福祉関係情報 : 住民税事務において参照に必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	総務部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、ひと・くらし支援課、障害福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者(日本年金機構のみ)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く。)) <input type="checkbox"/> その他 (eLTAXシステム、国税連携システム、個人住民申告ポータル、マイナポータル申告管理)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い、適正な賦課決定を行うため	
④使用の主体	使用部署	総務部 市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	【課税資料受付事務】 ①確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ②他市町村への資料回送 他市町村への回送資料に個人番号を出力する。 【当初賦課決定事務】 住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を出力する。 【調査事務】 ①扶養照会文書に個人番号を出力する。 ②税務署連絡せんに個人番号を出力する。 ③納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問合せに情報提供ネットワークシステムを利用する。 ④生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。	
	情報の突合	上記の事務において、内部識別番号の宛名コードと宛名特定個人情報ファイルの宛名コードを紐付けて使用する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	課税資料のデータパンチ	
①委託内容	紙、イメージデータをもとに税務システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社オーイーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	税務システム・コンビニ交付サーバーの保守及び運用	
①委託内容	システムの保守および運用管理を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社九州北部公共ビジネス部	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	eLTAXシステムの保守管理	
①委託内容	eLTAXシステム保守、データ連携サポート業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)日立システムズ 山口支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁手続きを経たのちに承認することとする。
	⑥再委託事項	eLTAX業務に関する問合せ対応、パッケージ適用作業、障害対応

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (72) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (40) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2欄に掲げる用途(別紙1参照)
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により、算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税管理ファイルに記載されているもののうち提供先において必要となる者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時提供
提供先2～5	
提供先2	個人住民税の納税義務者(給与支払者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。
③提供する情報	給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAXシステム)
⑦時期・頻度	当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。

提供先3	日本年金機構他(年金支払者)	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	年金特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。	
③提供する情報	年金に係る特別徴収税額、住所、氏名等	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金受給者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (eLTAXシステム)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。	
提供先4	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号	
②提供先における用途	国税又は地方税に関する事務	
③提供する情報	個人住民税の申告書等情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者とその被扶養者等	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (eLTAXシステム)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時提供	
提供先6～10		

移転先1	別紙2参照
①法令上の根拠	別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年別府市条例第39号)第4条
②移転先における用途	別紙2参照
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税管理ファイルに記載されているもののうち移転先において必要となる者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(月1回)
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税課税情報ファイル

(宛名管理情報)

1. 個人番号、2. 個人番号異動事由、3. 個人番号異動日、4. 宛名コード、5. 世帯コード、6. 宛名区分、7. 宛名区分名称、8. 個法区分、9. 個法区分名称、10. 宛名税目コード、11. 宛名税目コード名称、12. 通称名区分名称、13. 通称名使用区分名称、14. 送付先履歴番号、15. 関連宛名設定フラグ、16. 宛名異動事由、17. 宛名異動事由名称、18. 宛名異動日、19. 本人カナ氏名、20. 本人漢字氏名、21. 本人カナ名、22. 本人漢字名、23. 生年月日、24. 性別、25. 性別名称、26. 続柄名称、27. 行政区コード、28. 行政区コード名称、29. 小学校区、30. 小学校区名称、31. 中学校区、32. 中学校区名称、33. 選挙区、34. 共有区分、35. 代表者宛名コード、36. 郵便番号、37. 郵便親番、38. 郵便子番、39. 集配局コード、40. 住所区分、41. 住所コード、42. 番地コード、43. 枝番コード、44. 小枝番コード、45. 住所漢字、46. 方書漢字、47. 部課名漢字、48. 産業大分類、49. 産業中分類、50. 産業小分類、51. 産業大分類名称、52. 産業中分類名称、53. 産業小分類名称、54. 国籍コード、55. 国籍コード名称、56. 異動担当者、57. 更新業務、58. 住記住民日、59. 住記法定日、60. 住記消除日、61. 口座番号表示有無、62. 世帯増事由、63. 世帯増異動日、64. 世帯増届出日、65. 世帯減事由、66. 世帯減異動日、67. 世帯減届出日、68. 住記住民日異動日、69. 住記住民日届出日、70. 住記住民日異動事由、71. 住記非住民異動日、72. 住記非住民届出日、73. 住記非住民事由、74. 転入前市町村コード、75. 転入前郵便番号、76. 転入前郵便親番、77. 転入前郵便子番、78. 転入前住所、79. 転入前方書、80. 転出前市町村コード、81. 転出前郵便番号、82. 転出前郵便親番、83. 転出前郵便子番、84. 転出前住所、85. 転出前方書、86. 電話番号等、87. 経理担当者等、88. 送付先設定事由ー共通、89. 送付先設定異動日ー共通、90. 送付先設定届出日ー共通、91. 送付先廃止事由ー共通、92. 送付先廃止異動日ー共通、93. 送付先廃止届出日ー共通、94. 氏名カナ情報ー共通、95. 氏名漢字情報ー共通、96. 行政区コードー共通、97. 郵便番号ー共通、98. 郵便親番ー共通、99. 郵便子番ー共通、100. 集配局コードー共通、101. 住所区分ー共通、102. 住所コードー共通、103. 番地コードー共通、104. 枝番コードー共通、105. 小枝番コードー共通、106. 住所漢字ー共通、107. 方書漢字ー共通、108. 郵便番号ー業務、109. 住所漢字ー業務、110. 方書漢字ー業務、111. 氏名漢字ー業務、112. 氏名カナ情報ー業務、113. 行政区コードー業務、114. 集配局コードー業務、115. 住所区分ー業務、116. 住所コードー業務、117. 番地コードー業務、118. 枝番コードー業務、119. 小枝番コードー業務、120. 電話番号等ー業務、121. 経理担当者等ー業務、122. 特定宛先区分、123. 特定宛先人コード、124. 特定宛先人設定日、125. 判定日ー特宛人、126. 特定宛先人廃止日、127. 口座履歴番号、128. 口座申込年月日、129. 口座開始年月日、130. 口座申込入力日、131. 口座申込整理番号、132. 判定日ー振替、133. 口座解約異動事由、134. 口座解約年月日、135. 口座解約入力日、136. 口座解約整理番号、137. 金融機関コード、138. 口座種別、139. 口座番号、140. 口座名義人カナ、141. 口座電話番号、142. 納付種別、143. 口振済通知出力区分、144. 還付申込年月日、145. 還付開始年月日、146. 還付申込入力日、147. 還付申込整理番号、148. 判定日ー還付、149. 還付解約異動事由、150. 還付解約年月日、151. 還付解約年月日、152. 還付解約整理番号、153. 還付金融機関コード、154. 還付用口座種別、155. 還付用口座番号、156. 還付口座名義人カナ、157. 還付口座電話番号、158. 予備項目、159. 利用者予備項目、160. 基本データ有無、161. 世帯情報有無、162. 宛名拡張情報有無、163. 共通送付先有無、164. 業務送付先有無、165. 特宛人設定有無、166. 共通電話番号有無、167. 業務電話番号有無、168. 振替口座登録有無、169. 還付口座登録有無

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、職員単位に権限管理を行い、権限がない者は個人番号が参照できない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 <p><個人住民税システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、システムの操作履歴を取得し、定期的に点検することを可能とする。 ・課税資料からの入手（紙、電子データ） 各税法に基づいて提出される課税資料は、納税者本人（本人の代理人としての税理士）が記載して提出するものであり、当該納税義務者の情報しか入手することができない。 ・対象者以外の情報を不用意に入手しないよう職員に対する教育（住基CSオンライン端末による住登外者調査など）を徹底する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへの他業務からのアクセスは禁止している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	<p>なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>システムの操作履歴を取得するとともに、定期的に操作履歴を解析できる仕組み、不正利用された場合に操作履歴を追跡できる仕組みを用意する。その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> 目的外利用の禁止 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 特定個人情報の提供の禁止 情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 必要に応じて委託先の視察・監査を行う。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決済手続きを経たのちに承認することとする。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> 情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴を取得し、不正な使用がないことを確認する。 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「個人住民税課税情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の見直しを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 正しい情報を提供・移転するため、システム内で論理チェック等を実施し、システムの担保するとともに、適正に事務運用を行う。 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法第19条及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法第19条及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは外部に保管・施錠している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1251 MAIL:gen-ga@city.beppu.lg.jp
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部 市民税課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1119 MAIL:tax-pf@city.beppu.lg.jp
②対応方法	問合せがあった場合は、問合せ内容及び対応の経過について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年8月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	I-2. システム4①システムの名称	統合宛名システム	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(以下「規則」という。)第11条(重要な変更)に当たらない。(システム名称の統一)
平成29年8月29日	I-2. システム5③他のシステムとの接続	[○]宛名システム等、[]その他()	[]宛名システム等、[○]その他(番号連携サーバ)	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(システム名称の統一)
平成29年8月29日	I-5. ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、《85の2》、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項</p> <p>別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条及び第59条</p> <p>《 》は、平成27年法律第65号による改正後の規定による。</p>	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、《117》及び119(《120》)</p> <p>別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3</p> <p>《>》は、平成24年法律第102号[年金生活者支援給付金の支給に関する法律]による改正後の規定による。(施行平成31年10月1日)</p>	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(番号法一部改正)
平成29年8月29日	I-6. ①部署	課税課	市民税課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(課名の変更)
平成29年8月29日	I-6. ②所属長	課税課長	市民税課長	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(課名の変更)
平成29年8月29日	II-3. ④使用の主体	課税課	市民税課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(課名の変更)

平成29年8月29日	Ⅱ-5. 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(60)件 [○]移転を行っている(29)件	[○]提供を行っている(61)件 [○]移転を行っている(38)件	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(番号法一部改正)
平成29年8月29日	Ⅲ-8. 監査	[○]内部監査	[]内部監査	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(監査体制の確認)
平成29年8月29日	Ⅳ-1. ①請求先	gen-ga@city.beppu.oita.jp	gen-ga@city.beppu.lg.jp	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(メールアドレスの変更)
平成29年8月29日	Ⅳ-2. ①連絡先	課税課	市民税課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(課名の変更)
平成29年8月29日	Ⅳ-2. ①連絡先	tax-pf@city.beppu.oita.jp	tax-pf@city.beppu.lg.jp	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(メールアドレスの変更)
令和3年3月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	再実施
令和3年3月12日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (情報提供の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、《117》及び119(《120》) 別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3 《》は、平成24年法律第102号[年金生活者支援給付金の支給に関する法律]による改正後の規定による。(施行平成31年10月1日)	番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120 別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3及び第59条の3	事後	再実施

令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	(株)日立システムズ 九州支店	(株)日立システムズ 山口支店	事後	再実施
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	再実施
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法		原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁手続きを経たのちに承認することとする。	事後	再実施
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥再委託事項		eLTAX業務に関する問合せ対応、パッケージ適用作業、障害対応	事後	再実施
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(61)件	[○]提供を行っている(60)件	事後	再実施
令和3年3月12日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	[十分に行っている]	事後	再実施
令和3年3月12日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法		再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決済手続きを経たのちに承認することとする。	事後	再実施

令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120 別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、及び第59条の3	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120及び121 別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3及び第59条の4	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている(60)件	[○]提供を行っている(62)件	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)

令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和4年1月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	別府市総合行政システム(個人住民税システム)	別府市総合行政システム(個人住民税システム) (以下「税務システム」という。)	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(システム名称の統一)
令和4年1月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他(申告支援システム等)	[○]その他(申告支援システム・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)・コンビニ交付証明書発行サーバ)	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(サーバの追加によるもの、事後で足りるもの任意に事前に提出)
令和4年1月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他(申告支援システム等)	[○]その他(申告支援システム・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)・コンビニ交付証明書発行サーバ)	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない (システム名称の統一)
令和4年1月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①他のシステムとの接続	[○]庁内連携システム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム []その他()	[○]庁内連携システム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)・コンビニ交付証明書発行サーバ)	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(サーバの追加によるもの、事後で足りるもの任意に事前に提出)

令和4年1月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①他のシステムとの接続	[○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他()	[○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他(番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)・コンビニ交付証明書発行サーバ)	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(システム名称の統一)
令和4年1月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称		コンビニ交付証明書発行サーバ(以下「コンビニ交付サーバ」という。)	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(サーバの追加によるもの、事後で足りるものの任意に事前に提出)
令和4年1月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能		①証明書発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍事項証明書、戸籍の附票の写し、課税・非課税証明書、所得証明書の発行を行うための機能 ②データ連携機能 既存住基システム及び税務システムとのデータ受け渡しを行う機能 ③シリアル番号連携機能 住基ネットからのシリアル番号情報を住基GWシステムを経由して受け渡しを行う機能 ④他システム連携機能 証明書自動交付システム(機構:証明書交付センター)と連携を行う機能	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(サーバの追加によるもの、事後で足りるものの任意に事前に提出)
令和4年1月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続		[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他(証明書自動交付システム)	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(サーバの追加によるもの、事後で足りるものの任意に事前に提出)
令和4年1月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	個人住民税システム	税務システム・コンビニ交付サーバの保守及び運用	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(サーバの追加によるもの、事後で足りるものの任意に事前に提出)

令和4年1月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	個人住民税システム	税務システム・コンビニ交付サーバーの保守及び運用	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない (システム名称の統一)
令和4年1月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	富士通株式会社 大分支店	富士通Japan株式会社 大分支店	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正) (社名変更に伴うもの)
令和4年1月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]移転を行っている(38)件	[○]移転を行っている(39)件	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和5年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(3)件	(4)件	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和5年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	(株)日立システムズ 山口支店	(株)日立システムズ 中国支社	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない

令和5年3月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>委託事項4</p>		<p>委託事項4</p> <p>別府市市民税・県民税賦課等業務委託</p> <p>①委託内容</p> <p>①課税資料の受領及び仕分け②データ取込後の調査・確認③課税資料の補記入力④扶養調査⑤発送関連業務⑥給与特徴関連業務⑦定例業務他</p> <p>②委託先における取扱者数</p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>③委託先名</p> <p>④再委託の有無</p> <p>再委託しない</p>	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和6年9月27日	<p>表紙</p> <p>個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言</p>	<p>別府市は個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	<p>別府市は個人住民税(森林環境税を含む)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和6年9月27日	<p>I 基本情報</p> <p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>①事務の名称</p>	個人住民税の賦課に関する事務	個人住民税(森林環境税を含む。以下同じ)の賦課に関する事務	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和6年9月27日	<p>I 基本情報</p> <p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>②事務の内容</p>	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定に基づき、個人住民税(市民税及び県民税)の賦課又はこれらの税に関する調査に関する事務を行う。</p>	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)の規定に基づき、個人住民税の賦課又はこれらの税に関する調査に関する事務を行う。</p>	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない

<p>令和6年9月27日</p>	<p>I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の16の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第16条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第24の項</p>	<p>事後</p>	<p>規則第11条(重要な変更)に当たらない</p>
<p>令和6年9月27日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の27の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第20条</p> <p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120及び121</p> <p>別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3及び59条の4</p>	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項</p> <p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172及び173の項</p>	<p>事後</p>	<p>規則第11条(重要な変更)に当たらない</p>

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている(62)件 [○]移転を行っている(39)件	[○]提供を行っている(72)件 [○]移転を行っている(40)件	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	別表第2の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる者(別紙1参照)	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号表第19条第8号 別表第2(別紙1参照)	番号表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1参照)	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	番号表第19条第8号 別表第2の第2欄に掲げる用途(別紙1参照)	番号表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2欄に掲げる用途(別紙1参照)	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	別紙1	別紙1	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②移転先における用途	別紙2	別紙2	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和6年9月27日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	(※2)番号法第19条及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない

令和6年9月27日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	(※2)番号法第19条及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和6年9月27日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	富士通Japan株式会社大分支店	富士通Japan株式会社九州北部公共ビジネス部	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和7年11月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ①システムの名称		個人住民税申告ポータル	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(サーバーの追加によるもの)
令和7年11月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能		個人住民税についてオンラインで申告ができる機能	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(サーバーの追加によるもの)
令和7年11月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続		その他(マイナポータル申請管理)	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(サーバーの追加によるもの)

令和7年11月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称		マイナポータル申請管理	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(サーバーの追加によるもの)
令和7年11月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能		【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(サーバーの追加によるもの)
令和7年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	(株)日立システムズ 中国支店	(株)日立システムズ 山口支店	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和7年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]その他(eLTAXシステム、国税連携システム)	[○]その他(eLTAXシステム、国税連携システム、個人住民申告ポータル、マイナポータル申告管理)	事前	再実施
令和7年11月13日	V 評価実施手続 1.基礎項目評価書 ①実施日	令和3年3月12日	令和7年8月1日	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない